



《会計・税務の知識》 日本再興のための税制改正大綱！！

政府は、平成 25 年 10 月 1 日の臨時閣議において、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に盛り込まれている民間投資を活性化させるための税制措置を、通常の年度改正から切り離して「**民間投資活性化等のための税制改正大綱**」（以下、「本大綱」という。）として前倒しで決定し公表しました！

本大綱は、安倍政権が掲げた第三の矢である成長戦略の積極果敢な実行に向けた姿勢を示す象徴であるとも言われています。成長戦略の基本的な考え方は日本再興戦略に次のように示されています。

「止まっていた経済が再び動き出す中で、新陳代謝を促し、成長分野への投資や人材の移動を加速することができれば、企業の収益も改善し、それが従業員の給与アップ、雇用の増大という形で国民に還元されることとなる。そうすれば、消費が増え、新たな投資を誘発するという好循環が実現し、地域や中小企業・小規模事業者にも波及していくこととなる」

是非とも実現したい内容ですね。そのためには「民間の全ての経済主体が挑戦する気概を持って積極的かつ能動的に成長に向けた取組を本格化することで、初めてこうした好循環が起動することになる」とも謳われています。日本再興のためには、我々こそが奮起しないといけませんね!!

主な項目は次の 6 点です。

- 1) 民間投資の活性化
- 2) 中小企業対策
- 3) 民間企業等によるベンチャー投資等の促進
- 4) 収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進
- 5) 設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応
- 6) 所得の拡大

以下では、速報版として本大綱の要約をご紹介します。内容の詳細については、本大綱の本文でのご確認をお願いいたします。https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf116_1.pdf

なお、ご不明な点等がありましたら、担当者宛又は otoiawase@koyano-cpa.gr.jp 宛にお問い合わせ下さい。

〔1〕民間投資の活性化

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 地方税 所得税 も同様	生産性向上設備投資促進税制（新設）	<p>青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法（仮称）に規定する以下の生産性向上設備（機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備及びソフトウェア）を、一定規模以上取得した場合、取得価額の 50%（建物等は 25%）の特別償却又は 4%（同 2%）の税額控除（法人税の 20%が上限）のいずれかを選択適用できることとする。</p> <p>なお、平成 28 年 3 月 31 日までに取得等した場合は、取得価額全額の即時償却又は 5%（同 3%）の税額控除の選択適用ができるものとする。</p> <p>生産性向上設備の要件</p> <p>①次のいずれも満たす「先端設備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新モデル ・旧モデル比で生産性が年平均 1%以上向上 	平成 29 年 3 月 31 日までに取得し事業の用に供した設備（平成 26 年 3 月 31 日以前に取得等した場合は、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度において償却又は控除ができる。）

税目	項目	改正内容	適用期限
		②投資計画上の投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%以上）であることについて経済産業局の確認を受けた「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」	
法人税 地方税 所得税 も同様	研究開発税制（延長・拡充）	<p>現行の研究開発税制の上乗せ措置（増加型と高水準型）の適用期限について3年間延長する。</p> <p>増加型の控除割合について、現行5%が限度であるのを、増加割合に応じて最大30%に限度を拡充する。</p>	平成29年3月31日までに開始する事業年度まで

〔2〕中小企業対策

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 地方税 所得税 も同様	中小企業投資促進税制（延長・拡充）	<p>中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、適用期限を3年間延長する。</p> <p>適用対象設備が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備に該当する場合、現行30%の特別償却であるのを、100%即時償却できるものとする。</p> <p>また、現行資本金3000万円以下の特定中小企業者等に認められる7%の税額控除について、資本金1億円以下の中小企業者等に適用対象を拡大した上で、特定中小企業者等にあつては控除限度を10%まで拡充する。</p>	平成29年3月31日までに取得等した機械等
		中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、適用期限を2年間延長する。	平成28年3月31日までに取得等した資産

〔3〕民間企業等によるベンチャー投資等の促進

税目	項目	改正内容	適用時期
法人税	ベンチャー投資促進税制（新設）	<p>青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法（仮称）に規定する特定新事業開拓投資事業計画（仮称）について認定を受けた投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約を締結している一定のものが、認定日以後に同組合に出資をし、かつ、同日から同組合存続期間終了日までの期間内において、新事業開拓事業者（仮称）の株式等を取得した場合において、その期間内の日を含む各事業年度終了時に有するその株式等の帳簿価額の最大80%相当額を、新事業開拓事業者投資損失準備金（仮称）として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとする。</p> <p>この準備金は、その積み立てた事業年度の翌事業年度に全額を取り崩して、益金算入する。</p>	平成29年3月31日までの間に認定を受けた投資事業有限責任組合を通じて行うベンチャー投資について、平成26年4月1日以後に終了する事業年度につき適用
登録免許税	創業促進のための登録免許税の税率の軽減措置（新設）	<p>個人が、産業競争力強化法（仮称）に規定する認定創業支援事業計画（仮称）に係る認定を受けた市区町村において、同計画に記載された特定創業支援事業（仮称）による支援を受けて株式会社を設立する場合には、当該株式会社の設立登記に対する登録免許税の税率を、現行0.7%（最低15万円）であるところ、0.35%（最低7.5万円）に軽減する措置を講ずる。</p>	平成28年3月31日までに（支援を）受けるもの

〔4〕収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進

税目	項目	改正内容	適用時期																																							
法人税	事業再編促進税制（新設）	<p>青色申告書を提出する法人で、平成29年3月31日までに産業競争力強化法（仮称）に規定する特定事業再編計画（仮称）について認定を受けたものが、一定期間（「積立期間」）内において、同計画に記載された特定事業再編（仮称）に係る特定会社の特定株式等の取得をし、かつ、その取得の日を含む事業年度終了日まで引き続き有している場合において、その特定株式等の取得価額の最大70%相当額を特定事業再編投資損失準備金（仮称）として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できるものとする。</p> <p>この準備金は、積立期間終了の日を含む事業年度の翌事業年度から5年間で均等額を取り崩して、益金算入する。</p>	平成26年4月1日以後に終了する事業年度																																							
登録免許税	事業再編等のための登録免許税の税率の軽減措置（新設）	<p>産業競争力強化法（仮称）に規定する事業再編計画（仮称）、特定事業再編計画（仮称）又は中小企業承継事業再生計画（仮称）の認定を受けた認定事業者等が、これらの計画に基づき行う株式会社の設立等に係る次に掲げる登記に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 株式会社の設立又は増資</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2. 合併による株式会社の設立又は増資</td> <td>0.15% (純増分は0.7%)</td> <td>0.1% (純増分は0.35%)</td> </tr> <tr> <td>3. 分割による株式会社の設立又は増資</td> <td>0.7%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>4. 法人の設立等の場合における次に掲げる所有権移転登記</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 不動産</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td> 船舶</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>5. 合併による法人の設立等の場合における次に掲げる所有権移転登記</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td> 船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>6. 分割による法人の設立等の場合における次に掲げる所有権移転登記</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 不動産</td> <td>2.0%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td> 船舶</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	1. 株式会社の設立又は増資	0.7%	0.35%	2. 合併による株式会社の設立又は増資	0.15% (純増分は0.7%)	0.1% (純増分は0.35%)	3. 分割による株式会社の設立又は増資	0.7%	0.5%	4. 法人の設立等の場合における次に掲げる所有権移転登記			不動産	2.0%	1.6%	船舶	2.8%	2.3%	5. 合併による法人の設立等の場合における次に掲げる所有権移転登記			不動産	0.4%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	6. 分割による法人の設立等の場合における次に掲げる所有権移転登記			不動産	2.0%	0.4%	船舶	2.8%	2.3%	平成28年3月31日までに認定された計画に基づく株式会社の設立等
	現行	改正後																																								
1. 株式会社の設立又は増資	0.7%	0.35%																																								
2. 合併による株式会社の設立又は増資	0.15% (純増分は0.7%)	0.1% (純増分は0.35%)																																								
3. 分割による株式会社の設立又は増資	0.7%	0.5%																																								
4. 法人の設立等の場合における次に掲げる所有権移転登記																																										
不動産	2.0%	1.6%																																								
船舶	2.8%	2.3%																																								
5. 合併による法人の設立等の場合における次に掲げる所有権移転登記																																										
不動産	0.4%	0.2%																																								
船舶	0.4%	0.3%																																								
6. 分割による法人の設立等の場合における次に掲げる所有権移転登記																																										
不動産	2.0%	0.4%																																								
船舶	2.8%	2.3%																																								

〔5〕設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応

税目	項目	検討事項	適用時期
法人税 所得税 も同様	耐震改修投資促進税制（新設）	<p>青色申告書を提出する法人で、その有する耐震改修対象建築物につき建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による耐震診断の結果報告を行ったものが、一定期間内に、その建築物について行う耐震改修により取得等したのものについて、その取得価額の25%の特別償却ができることとする。</p>	平成27年3月31日までに耐震診断の結果報告をしたものが、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までの間に取得等したもの

税目	項目	検討事項	適用時期
固定資産税	耐震改修家屋に係る固定資産税の軽減措置（新設）	建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い耐震診断を義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された家屋について、政府の補助を受けて、耐震改修工事を行い、その旨を市町村に申告したものについて、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の固定資産税について、固定資産税の2分の1を減額する（上限、工事費の2.5%）。	平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に耐震改修工事を行った家屋
固定資産税	浸水防止用設備に係る固定資産税の軽減措置（新設）	浸水に想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する浸水防止計画に基づき、浸水の防止を図るために取得する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	平成26年4月1日から3年間
固定資産税	ノンフロン製品に係る固定資産税の軽減措置（新設）	ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	平成26年4月1日から3年間
固定資産税	特定特殊自動車に係る固定資産税の軽減措置（新設）	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする。	平成26年4月1日から、特定特殊自動車の定格出力ごとに定められる規制の開始までの期間

〔6〕所得の拡大

税目	項目	改正内容	適用時期
法人税 地方税 所得税 も同様	所得拡大促進税制（延長・拡充）	<p>25年度創設された所得拡大促進税制について、適用期限を2年延長する。</p> <p>雇用者給与等支給増加割合の要件を、現行5%以上であることを、次の適用年度の区分に応じて緩和する。</p> <p>①平成27年4月1日前に開始する適用年度 2%以上</p> <p>②平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度 3%以上</p> <p>③平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度 5%以上</p>	平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度
		<p>平均給与等支給額に係る要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる「国内雇用者に対する給与等」を、「継続雇用者に対する給与等」に見直した上、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること（現行、以上であること）とする。</p>	平成26年4月1日以後に終了する適用年度（平成25年4月1日以降開始し、26年4月1日前に終了する事業年度について調整措置あり）

以上